

社会保険の改正のお知らせ

～厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります～

令和6年10月から、パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます。

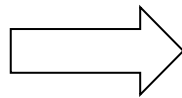
対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

<現在>

被保険者数
101人以上の企業等



<令和6年10月～>

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは・・・

適用事業所の厚生年金保険の被保険者数（短時間労働者は含まれない、共済組合等を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※ 法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業者の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2か月を超える雇用の見込がある
- 学生ではない

※ 社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上記の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

<適用時期>

この改正は、令和6年10月1日から適用されます。